

上 尾 市
上尾市教育委員会

訓令第1号

本 庁
出 関
上 尾 市 教 育 委 員 会 事 務 局
市 立 教 育 機 関

上平広場及び周辺区域の土地活用に関する検討会議

上平広場及び周辺区域の土地活用に関する検討会議設置規程を次のように定める。

令和7年1月6日

上尾市長 畠山 稔

上尾市教育委員会教育長 西倉 剛

上平広場及び周辺区域の土地活用に関する検討会議設置規程

(設置)

第1条 上平広場、上尾市立上平中学校第2グラウンド、上平公園及び上尾市立中学校給食共同調理場（以下「上平広場及び周辺区域」という。）の土地活用を検討するため、上平広場及び周辺区域の土地活用に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 上平広場及び周辺区域の土地活用に関する基本的事項に関する事。
- (2) 前号の基本的事項の検討に関し必要な次に掲げる事務に関する事。
 - ア 庁内の調整、連携及び分担
 - イ 基礎資料の収集
 - ウ 課題及び情報の共有
 - エ 市民意見の聴取
- (3) その他上平広場及び周辺区域の土地活用に関する検討に関し必要な事

項に関すること。

(構成)

第3条 委員長は、行政経営部長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、行政経営部次長の職にある者（行政経営部次長が複数いる場合にあっては、行政経営部施設課の事務を分掌する行政経営部次長）、都市整備部次長（都市整備部次長が複数いる場合にあっては、都市整備部都市計画課の事務を分掌する都市整備部次長）及び教育委員会事務局教育総務部次長（教育委員会事務局教育総務部次長が複数いる場合にあっては、教育委員会事務局教育総務部教育総務課の事務を分掌する教育総務部次長）をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 検討会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、検討会議を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第5条 検討会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、検討会議における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(作業部会)

第7条 検討会議に、その所掌事務に係る専門的事項を調査研究させるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
3 部会長は、行政経営部施設課長の職にある者をもって充てる。
4 部会員は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
5 作業部会の会議は、部会長が招集し、及び主宰する。
6 第5条の規定は、作業部会について準用する。
7 部会長は、作業部会の会議が終了したときは、その経過及び結果を整理

し、委員長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 検討会議及び作業部会の庶務は、行政経営部施設課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が、それぞれ定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

市長政策室秘書政策課長	行政経営部財政課長	総務部危機管理防災課長
都市整備部都市計画課長	都市整備部みどり公園課長	教育委員会事務局教育総務部教育総務課新しい学校づくり推進室長
教育委員会事務局教育総務部スポーツ振興課長	教育委員会事務局学校教育部学校保健課長	

別表第2（第8条関係）

市長政策室秘書政策課の職員で同課の課長が指名するもの（1人）	
行政経営部財政課の職員で同課の課長が指名するもの（1人）	総務部危機管理防災課の職員で同課の課長が指名するもの（1人）
都市整備部都市計画課の職員で同課の課長が指名するもの（1人）	都市整備部みどり公園課職員で同課の課長が指名するもの（1人）
教育委員会事務局教育総務部教育総務課新しい学校づくり推進室の職員で同推進室の室長が指名するもの（1人）	教育委員会事務局教育総務部スポーツ振興課の職員で同課の課長が指名するもの（1人）
教育委員会事務局学校教育部学校保健課の職員で同課の課長が指名するもの（1人）	